

— 食品リスクの考え方について —

毎日の食事。安全・安心が気になります。



2015年(平成27年)8月



— 安全と安心とは —



「安全」な食品が食べたい

「安心」な食品が食べたい



二人の言葉は同じこと？



「安全」は、科学的な評価による客観的なもの

「安心」は、消費者の判断による主観的なもの

本日は「食品の安全」について、お話します



— 安全で豊かな食生活のために —

＜食の安全＞

- ・食品の確保
- ・その**食品の安全性**の確保



食料の安定供給

- ・生産／製造／流通
 - ・輸入
- 等の適切な取組



— 食の安全と食品の安全 —

＜食品の安全＞（CODEXの定義）

意図された方法で、作ったり、食べたりした場合に、
その**食品が食べた人に危害を与えない**という保証

Food safety – assurance that food will not cause harm to the consumer
when it is prepared and/or eaten according to its intended use.

出典: RECOMMENDED INTERNATIONAL CODE OF PRACTICE
GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE



コーデックス委員会（Codex委員会）は、FAO（国際連合食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）が1963年に設立した、食品の国際規格（コーデックス規格）を作る国際的な政府間組織です。



— 食品の安全を脅かす要因 —



— 安全な食品を確保するために —

安全な食品を
確保するために

規格・基準
を設定

規格・基準に適合
しているか確認

検査



回収・
出荷制限

規格・基準違反の
食品流通防止

さらに

食卓に及ぼす影
響の実態を調査
(マーケットバスケット
調査・陰膳調査など)



－ ハザードとは －

＜ハザード(危害要因)＞(CODEXの定義)

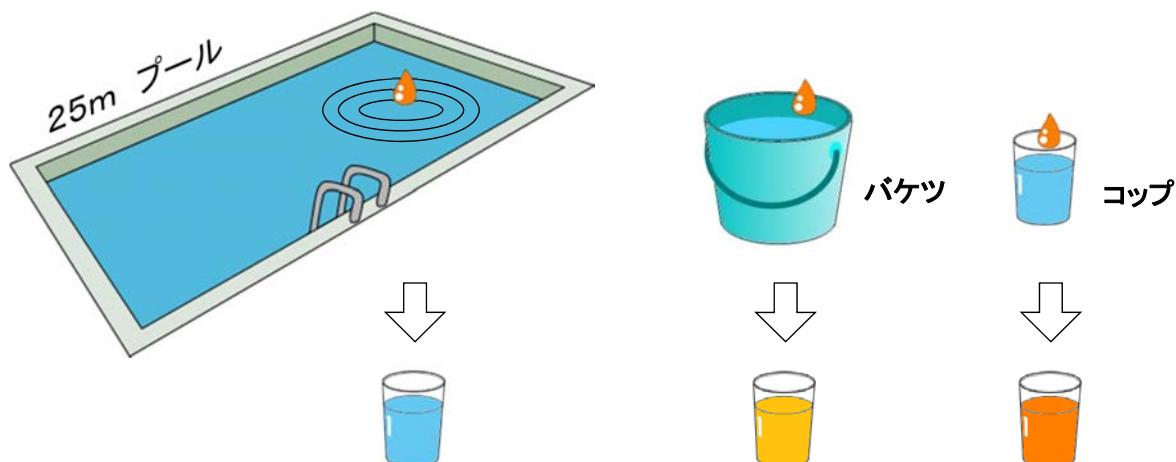
健康に悪影響を及ぼす可能性のある食品中の、
生物学的、化学的または物理学的な物質または、
食品の状態

Hazard – a biological, chemical or physical agent in, or condition of,
food with the potential to cause an adverse health effect.



－ 「量」の概念 －

一滴のハザードが及ぼす影響を想像してみよう。



私たちは、ハザードと量の概念からリスクを考えている。



ー リスクとハザード ー

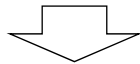
<リスク>

健康に悪影響を及ぼす可能性とその程度

ハザード(有害性(毒性)) ×
量(人体へのばく露量(摂取量))

食品の安全は、量の問題。

The dose makes the poison.



リスクが許容範囲にあるものは、安全である。



ー 食品のリスクの特徴 ー

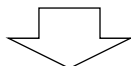
○ 「毒にも薬にも」 = 適量という概念

- ・ 糖質・脂質：エネルギー源／肥満
- ・ 塩：細胞外液の主成分／高血圧
- ・ ビタミン：欠乏症／過剰症
- ・ アルコール(小量では健康に良いという節もある)



○ 微量の毒性物質を許容

- ・ 高温加熱したイモ(アクリルアミド)
- ・ コーヒー(がんの抑制作用の研究もある)
- ・ 食品中のヒ素やカドミウム

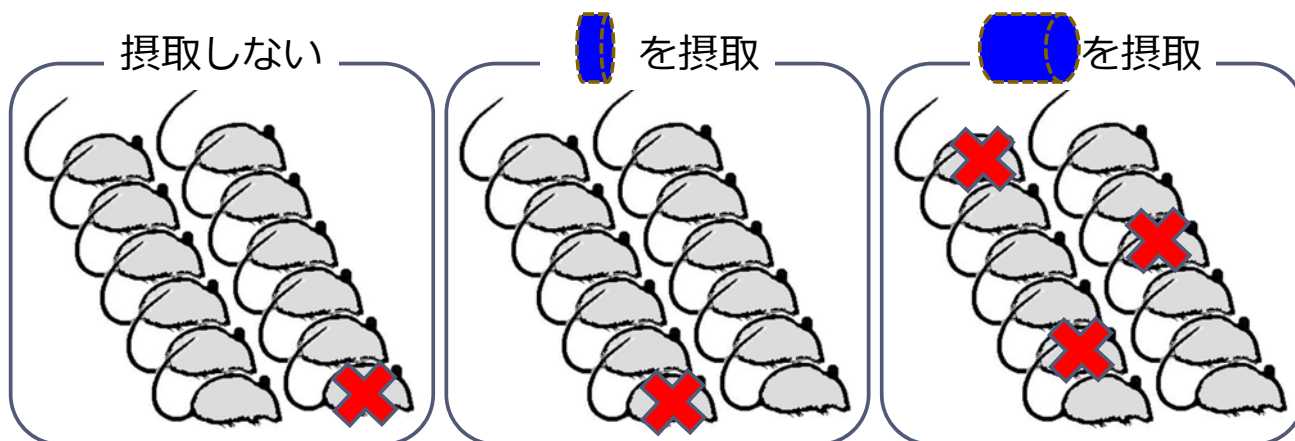


ゼロリスクはない。

リスク評価・リスク管理の考え



－ 食品のリスクの考え方(1) －



を摂取した群での健康被害の程度は摂取しない群と同じ。

を摂取した群では健康被害が増加。

健康影響を評価するには、ハザードにばく露していない群と比較する必要がある。



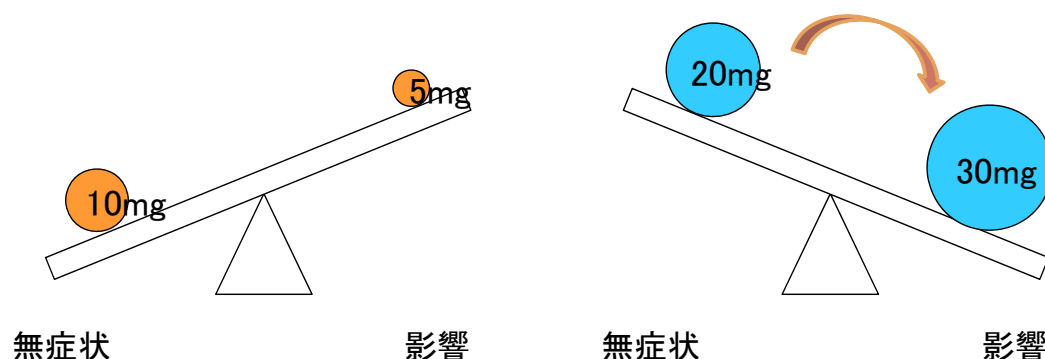
－ 食品のリスクの考え方(2) －

閾値
推定された暴露量

10mg
5mg
の場合

閾値
推定された暴露量

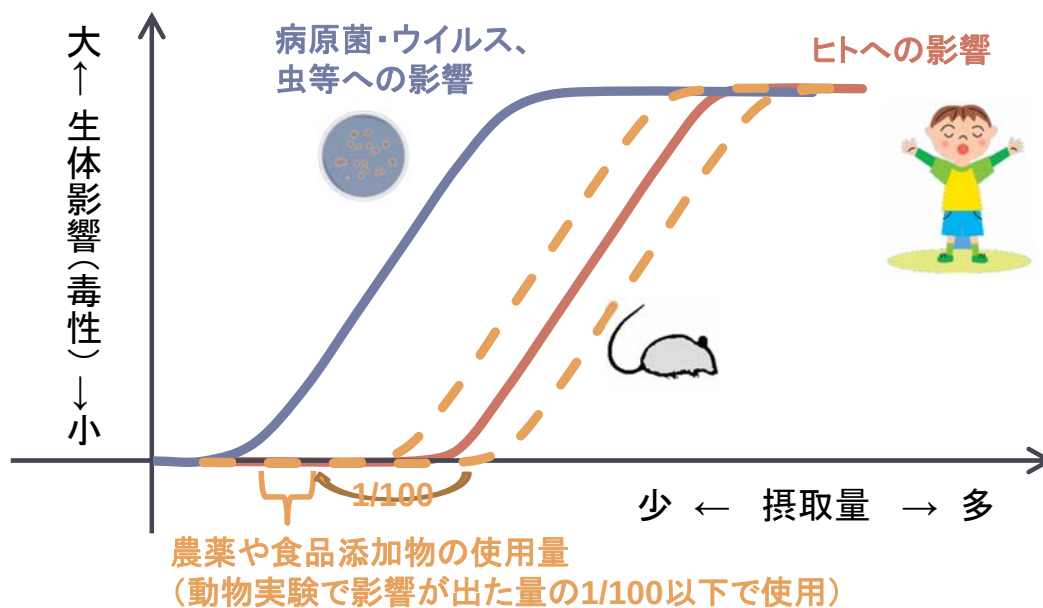
20mg
30mg
の場合



健康に影響を及ぼさないとされている量を閾値と言い換えると、推定されたばく露量が閾値より少ない場合は影響はなく(左)、閾値より多い場合は影響がでる可能性があります(右)。



ー 食品のリスクの考え方(3) ー

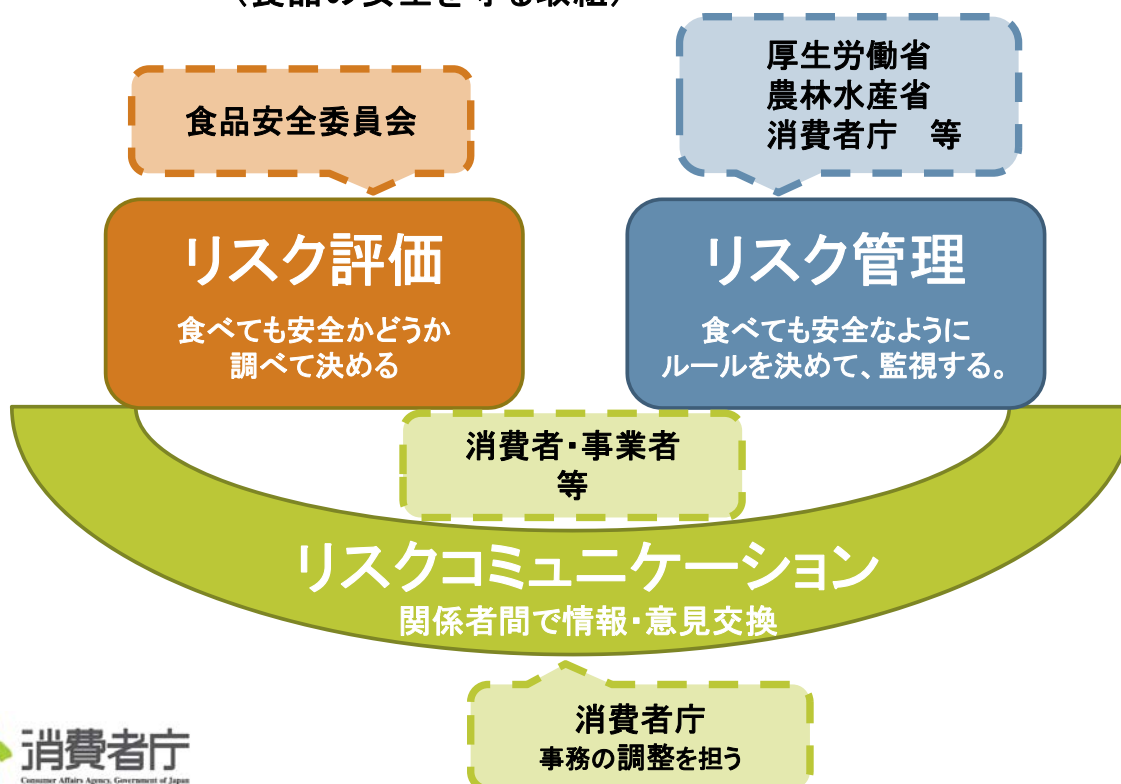


大量に摂取した場合の健康影響が、少量摂取で生じるのではない。



食品安全行政のリスクアナリシス

(食品の安全を守る取組)



ー リスクコミュニケーション ー

＜食品安全基本法の規定＞13条

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、

- ・ 情報の提供
- ・ 意見を述べる機会の付与
- ・ 関係者相互間の情報及び意見の交換の促進

⇒ リスクの存在を前提としたリスク分析を基にした行政に関し、社会合意の形成が重要との認識

- ＜目的＞
- ・ 国民意見の反映
 - ・ 策定過程の公平性と透明性の確保
- ＜方法＞
- ・ 情報提供、意見開陳の機会の付与等
(個別案件ごとに様々な方法を自由に想定)



ー 消費者庁のリスクコミュニケーション ー

消費者に正確な情報を提供し、リスクに関する理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるような取組。

